軽度・中等度難聴児補聴器購入への助成制度

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を目的とし、補聴器の購入費用に対する助成を行います。

〇難聴の程度〇

ｄＢ	程度	聞こえ方	例えば…	助成対象
0dB～	正常	―	・時計の秒針 ・ささやき声	―
30dB～	軽度	・小さな声、会話が聞き取りにくい ・聞き間違えることがある	・図書室	**本制度の助成対象**
50dB～	中等度	・１対１の会話がやっと聞き取れる	・指や紙をこする音	
70dB～	高度	・耳元で大声で言えば少しは分かる	・普段の話し声 ・踏切の音	助成対象外 （身障手帳対象）
90dB～	重度	・かなり大きな音ならどうにか感じる	・トラックの音 ・飛行機	

※この表は大まかな目安を記載しています。個別のケースによって対象は異なります。

●**対　象　児**　原則として、両耳の聴力レベルが３０デシベル以上
身体障害者手帳対象外の１８歳未満の児
その他、医師の意見により補聴器の装用が必要と認められる場合　等

●**助 成 対 象**　新規及び更新時の補聴器（本体及び付属品（電池・イヤモールド））

●**耐 用 年 数**　５年

●**所 得 制 限**　市町村民税所得割の額が４６万円以上の世帯は対象外（補装具費と同等）

●**助成対象外**　修理及びイヤモールド等の交換、ＦＭ型補聴器

●**助　成　率**　基準額の２／３（市町１／３、県１／３）

助成基準額 { 本人 1/3 / 市町 1/3 / 県　1/3 } → **助成額**

参考	主な補聴器の種類	基準額	助成額	自己負担額
	高度（軽度・中等度）難聴用ポケット型	34,200 円	22,800 円	11,400 円
	高度（軽度・中等度）難聴用耳かけ型	43,900 円	29,266 円	14,634 円
	重度難聴用耳かけ型	67,300 円	44,866 円	22,434 円
	・イヤモールドが加算される場合、基準額に「＋9,000 円」。 ・補装具費の基準に準じ、上記金額に 100 分の 106 を乗じた額が用いられる。			

◇必要書類◇（事前に申請が必要です）

①※申請書　②※医師意見書（指定医師によるもの）
③補聴器見積書（②に基づくもの）　④世帯の所得状況が分かるもの
【※印の書類は、各市町担当窓口に備えてあります】

◆申請先・問い合わせ先◆　居住している市町の障がい福祉担当窓口